

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正について

I. 改正の必要性

第164回国会で成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」において、現行の「証券取引法」、「金融先物取引法」、「外国証券業者に関する法律」等が、「金融商品取引法」として一本化されることとなり、これに伴い、各々の法律で使用されていた用語の整理（用語の概念整理）が行われました。

（金融商品取引法での概念整理）

「証券会社」等の言葉を用いている場合は、以下のように置き換える。

- ・「証券業」 ⇒ 「第一種金融商品取引業」
- ・「証券会社」又は「証券業者」 ⇒ 「金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」

ただし、次の場合の「証券業者」は、外国の業者も想定しており、その外国の業者が「第一種金融商品取引業」、「第二種金融商品取引業」の分けなく業を行っているものであり、「第一種金融商品取引業」より広い概念である「金融商品取引業を行う者」と置き換える必要があります。

（注）「金融商品取引業者」と置き換えると国内で登録を受けた者に限定されてしまう。

（例）国民生活金融公庫法第二十二條の三第五項

○公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

II. 改正の概要

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（以下「機構法施行令」という。）第20条は、国外で発行される機構債券について政府が債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務を財務大臣の代理として取り扱うことができる業者として、同条における証券業者も外国の業者も想定していることから、上記の整理に従い、機構法施行令第20条中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」と改める予定です。

なお、同国会で成立した「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第20条第6項及び第7項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める同様の改正が行われました。

III. 今後のスケジュール（予定）

公	布：平成19年6月頃
施	行：平成19年9月頃